

建築基準法第52条第8項第1号の規定による
容積率の緩和を適用しない区域の指定

建築基準法第52条第8項第1号の規定による、容積率の緩和を適用しない区域を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

用途地域の種類	指定する面積	指定しない面積	全体面積	指定する割合
第一種住居地域	約 1, 589 ha	—	約 1, 589 ha	100.0 %
第二種住居地域	約 805 ha	—	約 805 ha	100.0 %
準住居地域	約 314 ha	—	約 314 ha	100.0 %
近隣商業地域	約 249 ha	—	約 249 ha	100.0 %
商業地域	約 311 ha	約 108 ha	約 419 ha	74.2 %
準工業地域	(1, 390) 約 1, 393 ha	—	(1, 390) 約 1, 393 ha	100.0 %
合計	(4, 658) 約 4, 661 ha	約 108 ha	(4, 766) 約 4, 769 ha	(97.73) 97.74 %

理由

副都心北部直江地区の用途地域の変更により、準工業地域について、中心市街地の定住促進を図る観点から、共同住宅に係る、容積率の緩和を適用しない区域に指定する。



